

## 運航基準

平成 18 年 10 月 1 日  
平成 27 年 4 月 4 日改正  
令和 5 年 3 月 27 日  
大分県東国東郡姫島村

### 目 次

- 第 1 章 目的
- 第 2 章 運航の可否判断
- 第 3 章 船舶の航行

## 第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、姫島～国見航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港名 \ 気象・海象	風速	波高	視程
姫島港、伊美港	1.3m/s以上	1.5m以上	300m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

風速	1.7m/s以上	波高	2.0m以上
----	----------	----	--------

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

風速	波浪	動揺
1.5m/s以上 (船首尾方向の風を除く)	波高 1.5m以上	横揺れ 1.5度以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速	1.7m/s以上	波高	2.0m以上
----	----------	----	--------

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程	300m以下
----	--------

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

港名	気象・海象	風速	波高	視程
姫島港、伊美港		13m/s以上	1.5m以上	300m以下

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を当直日誌及び航海日誌に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

### 第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様である。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 荒天航海当直配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点の位置並びにこれらの相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点の発着時刻）
- (4) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり常用（第1）基準経路及び第2基準経路並びに荒天時航行終点の変更（第3）基準経路の3経路とする。

2 基準経路の使用基準は次表のとおりとする。

名称	使用基準
常用(第1)基準経路	周年
第2基準経路	姫島水道の風向が西または北西で風速が15m/sを超え波高1.5m以上であるとき
第3基準経路	姫島水道の風向が西または北西で風速が17m/sを超え波高2.0m以上であるとき

3 船長は、第2（第3）基準経路を航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

第一姫島丸

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	7.6ノット	400rpm
微速	9.0ノット	465rpm
半速	10.0ノット	520rpm
航海速力	12.5ノット	729rpm

第二姫島丸

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	5.7ノット	400rpm
微速	8.0ノット	500rpm
半速	10.4ノット	630rpm
航海速力	12.5ノット	800rpm

- 2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

(連絡方法)

第9条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

	区分		
(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する姫島村役場又は待合所	衛星携帯電話
(2)	緊急の場合	姫島村役場又は最寄りの待合所	衛星携帯電話

(機器点検)

第10条 船長は、入港着岸前、防波堤手前500m等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進（CPPの場合は翼角作動）、舵等の点検を実施する。これは、短い航路において、一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第11条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合、その内容を当直日誌及び航海日誌に記録するものとする。